

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究及び、基盤研究（基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く。）の研究課題のうち当初交付内定時の研究期間が4年以上のもの又は若手研究（※1）の研究課題のうち当初交付内定時の研究期間が3年以上のもので、令和5（2023）年度が研究期間の最終年度（※2）に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、一つの継続課題を基に、この特例により今回の公募で新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。

(※1) 平成29(2017)年度以前に採択された「若手研究（A・B）」についても同様の取扱となります。

(※2) 産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴い研究期間を延長した研究課題の場合、延長後の最終年度を指します。

- ② 「研究計画最終年度前年度の応募」により、新たに応募することができる研究種目は、次の表のとおりです。

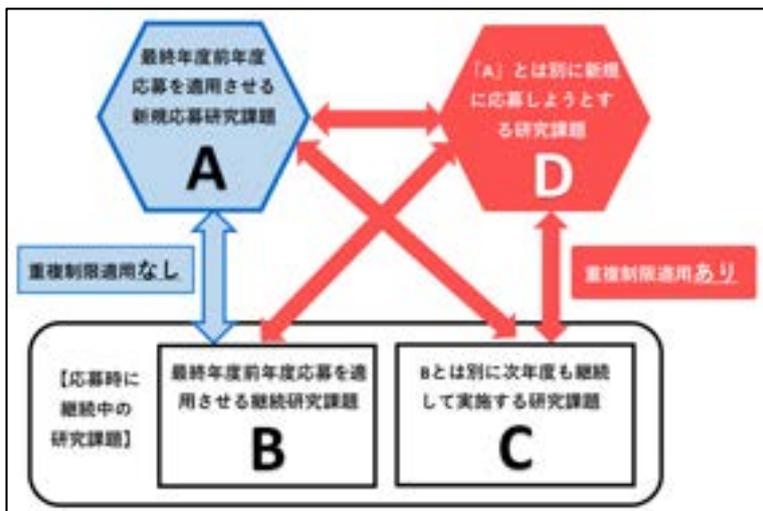
研究計画最終年度前年度の応募が可能な継続研究課題	新たに応募することができる研究種目
特別推進研究の研究課題うち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
基盤研究（S・A・B・C）の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題 (応募区分「特設分野研究」を除く。)	特別推進研究、 基盤研究（S・A・B・C）
若手研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
若手研究、若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究（S・A・B）

- ③ 基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」の研究課題を基に、「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募することはできません。

- ④ 「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、重複制限は適用されません。

ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図1 研究計画最終年度前年度の応募の重複制限のイメージ



「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題を「A」、その基となる継続研究課題を「B」とします。この場合、「A」と「B」との間に重複制限は適用されません。仮に研究代表者として「B」以外に研究課題「C」が既に採択されており、次年度も継続して実施する場合は「A」と「C」との間に重複制限が適用されます。また、「研究計画最終年度前年度の応募」とは別に新規に応募しようとする研究課題「D」がある場合は、「A」と「D」、「B」と「D」、「C」と「D」の間にそれぞれ重複制限が適用されます。

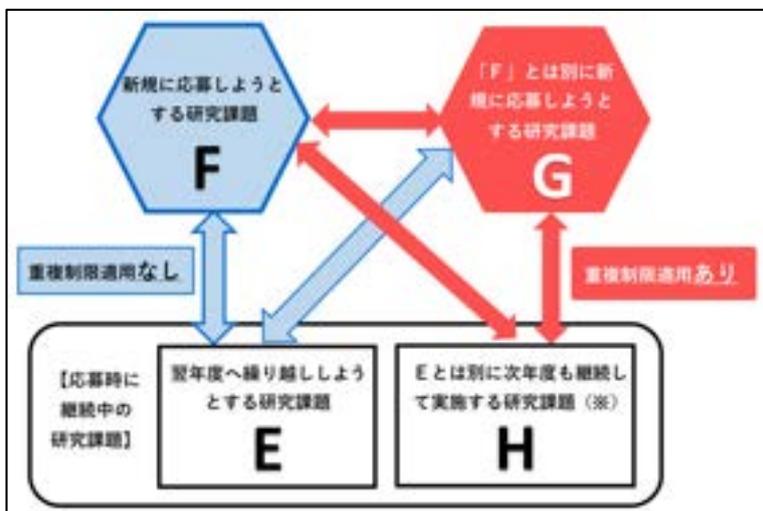
- ⑤ 「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募し、採択された研究種目が特別推進研究又は基盤研究（A・B・C）の場合には、その基となった継続研究課題に係る令和5（2023）年度の科研費（補助金分）は交付されず、科研費（基金分）は令和4（2022）年度をもって廃止する必要があります。また、新規応募研究課題の研究種目が基盤研究（S）の場合には、交付内定時期が5月上旬以降となるため、継続研究課題の交付が行われることがあります。交付された場合であっても、廃止した上で全額返還する必要があります。

このため、新規応募研究課題の研究計画調査は、令和5（2023）年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。なおこの際、新規応募研究課題が採択された場合であっても、継続研究課題の研究成果報告書を令和6（2024）年6月30日までに提出することとなりますので、成果のとりまとめに必要な経費も含めて作成してください。

（科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限の取扱い）

- ① 科研費（補助金分）で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越し、使用する場合には、繰越しの承認を受けた補助事業と新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図2 科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限のイメージ



応募時に継続中の研究課題で、繰り越ししようとする研究課題を「E」、今回の公募で応募しようとする課題を「F」とすると、「E」と「F」との間に重複制限は適用されません。ただし、今回の公募で「F」とは別の「G」の課題に応募しようとした時は、「E」と「G」との間に重複制限は適用されませんが、「F」と「G」との間には重複制限が適用されます。

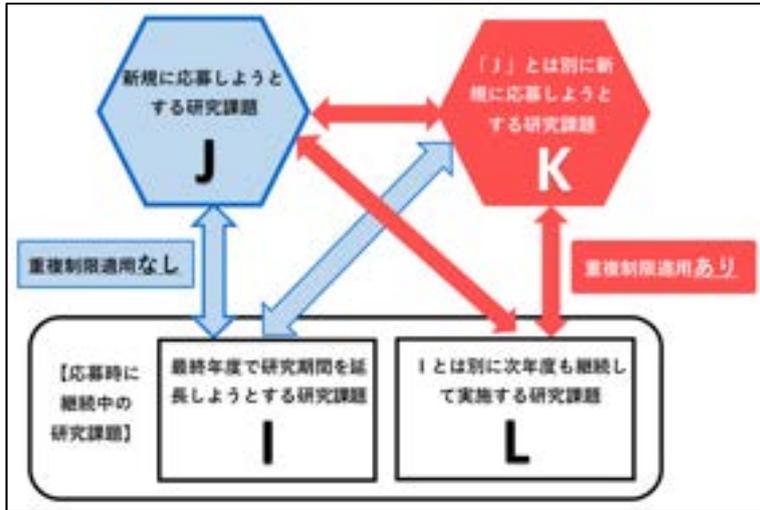
また、「E」以外の別の課題「H」を次年度も継続して実施する場合には、「F」と「H」との間に重複制限が適用されます。同様に「G」の課題に応募する場合も「G」と「H」との間に重複制限が適用されます。

※「H」は、「E」と同じ研究課題であって繰り越ししようとする年度の次年度に実施する補助事業も該当します（例えば、研究期間が令和5（2023）年度も継続する研究課題の場合、繰り越ししようとする令和4（2022）年度補助事業は図2の「E」、令和5（2023）年度補助事業は「H」にあたります）。

(科研費（基金分）の研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図3 科研費（基金分）の研究期間の延長に伴う重複制限のイメージ



応募時に継続中で、研究期間が最終年度の研究課題のうち、研究期間の延長（産前産後の休暇等により研究を中断した場合を除く）を行おうとする研究課題を「I」、今回の公募で応募しようとする課題を「J」とすると、「I」と「J」との間に重複制限は適用されません（上記①の場合）。ただし、今回の公募で「J」とは別の「K」の課題に応募しようとした時は、「I」と「K」との間に重複制限は適用されませんが、「J」と「K」との間には重複制限が適用されます。

また、「I」以外の別の課題「L」を次年度も継続して実施する場合には、「J」と「L」との間に重複制限が適用されます。同様に「K」の課題に応募する場合も「K」と「L」との間に重複制限が適用されます。